

畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領

平成24年9月14日24環機第549号 制 定
平成26年3月31日26環機第175号 一部改正
平成29年3月31日28環機第923号 一部改正
平成29年10月17日29環機第462号 一部改正
平成30年 8月22日30環機第354号 一部改正
令和元年 10月 4日元環機第447号 一部改正

第1 業務委託費の額

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第6の規定に基づく業務委託費の額（消費税込み）は、貸付契約1件当たり、構築物を含むものは12,000円、構築物を含まないものは9,000円とする。ただし、畜産高度化支援補完リース要領に定める畜産高度化支援補完リース事業実施要領の第1の1の(1)から(5)までの事業を除く。

第2 業務委託費の交付

- 1 業務委託費の支払期日は、毎年3月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。
- 2 貸付料等（借受者が負担すべき保険料を含む。）の納入が遅延した場合（貸付料の納入の繰延、猶予等を含む。）は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、前項の規定を適用する。

第3 その他

借受団体等が、各事業の実施要領又は貸付契約書（再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。）に違反したときは、業務委託費の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

附 則

- 1 この要領は、平成24年10月1日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 新規貸付事務手数料交付要領（平成19年8月24日19畜環第669号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 2 この要領は、畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領(平成24年9月14日24環機第549号)の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月17日から施行する。

ただし、畜産高度化支援補完リース事業については、平成28年8月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月4日から施行する。